

施工履歴データを用いた出来形管理の
監督・検査要領
(基礎工編)
(令和8年4月改定版)

令和8年4月

水産庁漁港漁場整備部

目 次

第 1 章 総則	1
1.1 目 的	1
1.2 施工履歴データ活用のメリット	1
(1) 工事目的物の品質確保	1
(2) 業務の効率化	1
1.3 適用範囲	2
1.4 用語の解説	2
第 2 章 監督および検査の実施要領	5
2.1 監督職員の実施項目	5
2.2 検査職員の実施項目	8
(1) 出来形計測に係わる書面検査	8
(2) 出来形計測に係わる実地検査	9
2.3 管理基準および許容範囲等	10
(1) 出来形管理基準および許容範囲	10
(2) 出来形管理写真基準	10

第 1 章 総則

1.1 目的

本要領は、基礎工基礎捨石工において重錘式均し機の施工管理システムで取得した施工履歴データ（以下、「施工履歴データ」という）を用いた出来形管理に係わる監督・検査業務に必要な事項を定め、監督・検査業務の適切な実施や更なる効率化に資することを目的とする。

また、受注者に対しても、施工管理の各段階（準備工、施工後の出来形確認、出来形管理帳票の作成）で、より作業の確実性や省力化が図られるように、出来形管理が効率的かつ正確に実施されるための適応範囲や具体的な実施方法、留意点等を示したものである。

1.2 施工履歴データ活用のメリット

施工履歴データを活用することによるメリットは、現状においては準備工や出来形計測など施工段階を中心としたメリットとなる。

今回、出来形確認データの出来形計測の機能をふまえた「施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）」策定による発注者における主なメリットは、以下のとおりである。

(1) 工事目的物の品質確保

- ① 施工履歴データによる出来形計測は、出来形が確実で確認が容易。
 - ・ 詳細（監督職員対応）については、「2.1(9) 出来形管理状況の把握」を参照。
 - ・ 詳細（検査職員対応）については、「2.2(1) 出来形計測に係わる書面検査」を参照。
- ② 出来形を施工履歴データによる品質確保
 - ・ 詳細については、「2.3(1) 出来形管理基準および許容範囲」を参照。
- ③ 施工のトレーサビリティの確保
 - ・ 基礎捨石均し時の重錘式均し機の施工管理システムでの取得データの納品による施工のトレーサビリティの確保。

(2) 業務の効率化

- ① 実地検査における検査頻度を大幅に削減
- ② 写真管理の効率化が可能
 - ・ 詳細については、「2.3(2) 出来形管理写真基準」を参照。

1.3 適用範囲

本要領は、重錘式均し機を用いて基礎捨石工（本均し、荒均し）を施工し、施工履歴データを用いて行う出来形計測および出来形管理に適用する。

1.4 用語の解説

本要領で使用する用語を以下に解説する。

【重錘式均し機の施工管理システム】

モニターによりオペレーターへの操作支援を行うとともに、作業装置位置の座標点取得や建設機械の作業状態の情報を記録しているシステムをいう。地上に設置した自動追尾式 TS と併せ施工履歴データの取得を包括的に行うシステムとして利用される。

【施工履歴データ】

捨石均し施工時に計測される重錘式均し機等の作業装置の 3 次元座標や、そのデータの取得時刻等、施工中に得られる施工管理データを総称したものをいう。

【TS】

トータルステーション (Total Station) の略。1 台の機械で角度（鉛直角・水平角）と距離を同時に測定することができる電子式測距測角儀のことである。計測した角度と距離から未知点の座標計算を瞬時に行うことができ、計測データの記録および外部機器への出力ができる。

【自動追尾式 TS】

自動追尾式 TS とは、プリズムを自動追尾する機能が組み込まれ視準することなく角度（鉛直角・水平角）と距離を同時に測定することができる電子式測距測角儀を利用したものである。

重錘式均し機の施工管理システムと計測データを共有し、重錘式均し機の座標取得、および施工履歴データ計測に利用される。

【施工履歴データを用いた出来形管理】

施工履歴データを用いて被計測対象の 3 次元形状の取得を行うことで、出来形や数量を面的に算出、把握する管理方法である。

【3 次元設計データ】

3 次元設計データとは、線形または法線（平面線形、縦断線形）、出来形横断面形状、工事基準点情報および利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらを TIN などの面データで出力したものである。

【TIN】

TIN（不等辺三角網）とは、Triangular Irregular Network の略。TIN は、地形や出来形形状などの表面形状を 3次元座標の変化点標高データで補間する最も一般的なデジタルデータ構造である。TIN は、多くの点を 3次元上の直線で繋いで三角形を構築するものである。TIN は、構造物を形成する表面形状の 3次元座標の変化点で構成される。

【3次元設計データの構成要素】

3次元設計データの構成要素は、主に、平面線形、縦断線形、横断面形状であり、これらの構成要素は、設計成果の平面図、縦断図および横断図から仕上がり形状を抜粋することで、必要な情報を取得することができる。3次元設計データは、これらの構成要素を用いて面的な補間計算を行い、TIN で表現されたデータである。

【出来形横断面形状】

平面線形に直交する断面での、天端面、法面等の形状である。現行では、横断図として示されている。

【計測点群データ（ポイントファイル）】

施工履歴データから作業装置位置の 3次元座標値以外の情報を削除し、計測した地形や地物を示す 3次元座標値の計測点群データ。CSV や LandXML 、LAS など出力される点群処理ソフトウェアなどでのデータ処理前のポイントのデータである。

【出来形評価用データ（ポイントファイル）】

施工履歴データから抽出した計測点群データから不要な点を削除し、さらに出来形管理基準を満たす点密度に調整したポイントデータである。専ら出来形の評価と出来形管理資料に供する。

【出来形計測データ（TIN ファイル）】

施工履歴データから抽出した計測点群データから不要な点を削除し、不等辺三角網の面の集合体として出来形地形としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【出来形管理資料】

作業船が施工中に記録する出来形確認データ（施工履歴データ）を用いて作成される出来形管理図である。

【スタンプ図】

施工中に取得した施工履歴データをもとに施工管理システムもしくは CAD ソフトウェア等で作成された重錘式均し機の底面形状が反映された施工箇所を示す図である。

【点群処理ソフトウェア】

施工履歴データから出来形部分に対応した3次元点群データを抽出するソフトウェアである。また、整理した3次元座標の点群を、さらに出来形管理基準を満たす点密度に調整したポイントデータ、および当該点群にTINを配置し、3次元の出来形計測結果を出力するソフトウェアである。

【3次元設計データ作成ソフトウェア】

3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す3次元設計データを作成、出力するソフトウェアである。

【出来形帳票作成ソフトウェア】

3次元設計データと出来形評価用データを入力することで、設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れの算出と良否の判定が行える情報を提供するとともに、計測結果を出来形管理資料として出力することができる。

【出来高算出ソフトウェア】

起工測量結果と、3次元設計データ作成ソフトウェアで作成した3次元設計データ、あるいは点群処理ソフトウェアで算出した出来形結果を用いて出来高を算出するソフトウェアである。

【オリジナルデータ】

使用するソフトウェアから出力できるデータのことで、使用するソフトウェア独自のファイル形式あるいは、オープンなデータ交換形式となる。例えば、LandXMLは、2000年1月に米国にて公開された土木・測量業界におけるオープンなデータ交換形式である。

【工事基準点】

監督職員より指示された基準点をもとに、受注者が施工および施工管理のために現場およびその周辺に設置する基準点をいう。

第 2 章 監督および検査の実施要領

2.1 監督職員の実施項目

本要領を適用した施工履歴データを用いた基礎工基礎捨石工の出来形計測および出来形管理についての監督職員の実施項目は、以下の項目とする。

受注者の出来形確認データによる 出来形管理作業フロー	監督職員の実施項目
<pre> graph TD A[施工計画書] --> B[準備工] B --> C["①工事測量 ②工事基準点設置 ③設計照査"] C --> D[工事測量による修正] D --> E[3次元設計データ作成] E --> F["(施工)"] F --> G[出来形管理] G --> H[出来形帳票作成等] </pre>	<ol style="list-style-type: none"> ①施工計画書の受理・記載事項の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・適用工種、出来形計測箇所、出来形管理基準・許容範囲・出来形管理写真基準等 ・使用機器・ソフトウェアについて施工計画書の記載および添付資料等により確認 ②基準点および基準面の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・基準点・基準面の指示 ③基線となる法線の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・平面格子設定の基線となる法線の指示 ④設計図書の3次元化の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・3次元設計データにもとづいた設計照査や出来形管理、数量算出結果を受け取るために、設計図書を3次元化することを受注者に指示 ⑤工事基準点等の設置状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・工事基準点等の測量成果および設置状況の把握 ⑥3次元設計データチェックシートの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・3次元設計データが設計図書をもとに正しく作成されていることを、3次元設計データチェックシートにより確認 ⑦施工目標位置データチェックシートの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・施工目標位置データが設計図書をもとに正しく作成されていることを、施工目標位置データチェックシートにより確認 ⑧計測精度確認試験結果報告書の把握 <p style="text-align: center;">(通常工事の監督業務)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑨出来形管理状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理状況の把握

図- 2.1 監督職員の実施項目

<本施工前および工事施工中>

① 施工計画書の受理・記載事項の確認

受注者から提出された施工計画書の記載内容および添付資料をもとに、下記の事項について確認を行う。

i) 適用工種の確認

施工履歴データによる出来形管理を実施する工種について表- 2.1 の適用工種に該当していることを確認する。

表- 2.1 適用工種

章	工種	出来形管理項目	備考
基礎工	捨石本均し	天端高	
		天端幅	
		延長	
	捨石荒均し	天端高	

ii) 出来形計測箇所、出来形管理基準および許容範囲・出来形管理写真基準等の確認

「設計図書」および「出来形管理基準および許容範囲」にもとづいた計測箇所であるとことを確認する。

iii) 使用機器・ソフトウェアの確認

出来形管理に使用する機器（自動追尾式 TS、プリズム、無線伝送装置、施工管理システムを内蔵した PC 等）およびソフトウェアについては、下記の項目および方法で確認する。

測定精度	「漁港漁場関係工事における 3 次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：参考資料 チェックシート・精度管理表等」における「資料 4-2-2 計測精度確認試験結果報告書」による計測精度確認試験結果を受理し、必要な計測精度を満たす機器であることを確認する。
------	--

※計測精度確認試験は当該現場において施工着手前に実施したものであること。

② 基準点および基準面の指示

監督職員は、工事に使用する基準点を受注者に指示する。基準点は、4 級基準点および 3 級水準点（場合によっては 4 級水準点を用いてもよい）、若しくはこれと同等以上のものは国土地理院が管理していなくても基準点として扱う。

監督職員は、工事に使用する工事用基準面を受注者に指示・貸与する。

③ 基線となる法線の指示

監督職員は、平面格子設定の基線となる法線について受注者に指示する。

④ 設計図書の3次元化の指示

監督職員は、設計図書が2次元図面の場合、3次元設計データ（3次元の面的なデータ）にもとづいた設計照査や出来形管理、数量算出結果を受け取るために、設計図書を3次元化することを受注者に指示する。

⑤ 工事基準点等の設置状況の把握

監督職員は、受注者から工事基準点等に関する測量成果を受理した段階で、工事基準点が、指示した基準点をもとにして設置したものであること。また、精度管理が適正に行われていることを把握する。

⑥ 3次元設計データチェックシートの確認

監督職員は、受注者が作成した3次元設計データが設計図書をもとに正しく作成されていることを、受注者が確認し提出した「3次元設計データチェックシート」により確認する。

なお、必要に応じて、3次元設計データと設計図書との照合のために、根拠資料（平面図、縦断図、横断図）の提出を求めることができる。

また、根拠資料は3次元設計データを用いて作成したCAD図面と、設計図書を重ね合わせた資料等、わかりやすい資料に代えることができる。

3次元設計データチェックシートの詳細は、「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：参考資料 チェックシート・精度管理表等 資料1-3」を参考とする。

⑦ 施工目標位置データチェックシートの確認

監督職員は、施工目標位置データが設計図書をもとに正しく作成されていることを、受注者が確認し提出された「施工目標位置データチェックシート」をもとに関連資料より確認する。

施工目標位置データチェックシートの詳細は、「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：参考資料 チェックシート・精度管理表等 資料4-1」を参考とする。

⑧ 計測精度確認試験結果報告書の把握

監督職員は、受注者が実施（施工履歴データの計測を実施する前に行う）した「計測精度確認試験結果報告書」を受理した段階で、出来形管理に必要な計測精度を満たす結果であることを把握する。

計測精度確認試験結果報告書の詳細は、「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：参考資料 チェックシート・精度管理表等 資料4-2-2」を参考とする。

⑨ 出来形管理状況の把握

監督職員は、受注者の実施した出来形管理結果（出来形管理図等）および監督職員が実施した施工状況検査の結果を用いて出来形管理状況を把握する。

2.2 検査職員の実施項目

本要領を適用した出来形管理箇所における出来形検査の実施項目は、当面の間、下記に示すとおりである。

<工事検査時>

(1) 出来形計測に係わる書面検査

① 施工履歴データを用いた出来形管理に係わる施工計画書の記載内容

施工計画書に記載された出来形管理方法について、監督職員が実施した「施工計画書の受理・記載事項の確認結果」を工事打合せ簿で確認する。(施工計画書に記載すべき具体的な事項については、本要領「2.1(1) 施工計画書の受理・記載事項の確認」項目を参照)

② 設計図書の3次元化に係わる確認

設計図書の3次元化の実施について、打合せ簿で確認する。

③ 施工履歴データを用いた出来形管理に係わる工事基準点等の測量結果等

出来形管理に利用する工事基準点等について、受注者から測量結果が提出されていることを、工事打合せ簿で確認する。

④ 3次元設計データチェックシートの確認

3次元設計データが設計図書(起工測量の結果、修正が必要な場合は修正後のデータ)をもとに正しく作成されていることを、受注者が確認した「3次元設計データチェックシート」の提出がされていることを記載した打合せ簿で確認する。

3次元設計データチェックシートの詳細は、「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：参考資料 チェックシート・精度管理表等 資料1-3」を参考とする。

⑤ 施工目標位置データチェックシートの確認

施工目標位置が設計図書(修正が必要な場合は修正後のデータ)をもとに正しく作成されているかについて受注者が確認した「施工目標位置データチェックシート」が、提出されていることを工事打合せ簿で確認する。

施工目標位置データチェックシートの詳細は、「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：参考資料 チェックシート・精度管理表等 資料4-1」を参考とする。

⑥ 施工履歴データを用いた出来形管理に係わる計測精度確認試験結果報告書の確認

施工履歴データを用いた出来形計測が適正な計測精度を満たしているかについて、

受注者が確認した「計測精度確認試験結果報告書」が、提出されていることを工事打合せ簿で確認する。

計測精度確認試験結果報告書の詳細は、「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：参考資料 チェックシート・精度管理表等 資料 4-2-2」を参考とする。

⑦ 施工履歴データを用いた出来形管理に係わる「出来形管理図表」の確認

出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目並びに許容範囲を満足しているか否かを確認する。

⑧ 出来形管理写真の確認

「2.3(2) 出来形管理写真基準」にもとづいて撮影されていることを確認する。

⑨ 電子成果品の確認

出来形管理結果等の工事書類が、「漁場工事完成図書の電子納品要領（案）」で定める「OTHERS」フォルダに格納されていることを確認し、格納されたファイル名が「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：本編 第6章 電子成果品の作成規定」での電子成果品の作成規定に則っていることを確認する。

(2) 出来形計測に係わる実地検査

検査職員は、任意に指定する箇所の出来形検査を3次元設計データ作成ソフトウェア等で確認することを原則とし、具体的な確認方法については、事前に監督職員と協議する。

また、3次元データの解析結果（ヒートマップ等）から、「工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表」について、選択・評価する。

2.3 管理基準および許容範囲等

測定値は、すべて本要領に示す許容範囲を満足しなくてはならない。

(1) 出来形管理基準および許容範囲

本管理要領にもとづく出来形管理基準および許容範囲は、表- 2.2 のとおりとし、測定値はすべて許容範囲を満足しなくてはならない。

表- 2.2 出来形管理基準

工種	管理項目	計測方法	採用する点群データ	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
捨石 本均し	天端高	施工履歴データ	1.0m 平面格子内に1点、最深値を採用	1cm	出来形図を作成	±5cm	
	天端幅	施工履歴データ	—	—	出来形図を作成	スタンプ図で施工箇所がもれなく施工範囲を満足していること	
	延長	施工履歴データ	—	—	出来形図を作成	スタンプ図で施工箇所がもれなく施工範囲を満足していること	
捨石 荒均し	天端高	施工履歴データ	1.0m 平面格子内に1点、最深値を採用	10cm	出来形図を作成	±50cm または⑥による。	

※「漁港漁場関係工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領：別紙1 出来形管理の実施事項 3.7 出来形管理基準」参照

(2) 出来形管理写真基準

本管理要領に関する工事写真の撮影は、「漁港漁場関係工事写真管理基準」に定められたものとするが、出来形管理資料（出来形管理図）を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。